

# 第 1 5 回

## 新地方分権構想検討委員会

### 【議事録】

平成 1 8 年 1 1 月 2 9 日

神野委員長

只今から、第15回になりますけれども、新地方分権構想検討委員会を開催したいと存じます。

本日は、ご多用中のところをお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

本日、池田委員、井上委員、榊原委員、宮脇委員におかれましては、所用につきご欠席とのご連絡をいただいております。また、本日は地方六団体から麻生全国知事会会長、藤田全国都道府県議会議長会理事、山出全国市長会会長、国松全国市議会議長会会長、川股全国町村議会議長会会長がご出席されています。

まず、配付資料の確認でございますが、資料1が皆様のお手元にっておりますでしょうか、ご確認いただければと思います。

それでは、早速本日の審議に入りたいと思いますが、議事次第を見ていただいてもおわかりいただきますように、本日は前回、11月15日の委員会で最終報告の案につきましてご審議いただいたところでございますけれども、その議論を踏まえて修正いたしました案を委員の皆様方にお送りさせていただきました。

そこで、ご意見をいただき、それを集約したものをさらにもう一度修正いたしまして、それを委員の皆様方にお送りさせていただきます。そして、ご意見をまたいただき、そのご意見を反映させていただきます修正したものがお手元の案でございます。おおよそ皆様のご意見を反映し、集約できたものになっているかと思っております。本日はこの資料をもとにご議論をしていただくことになりますけれども、必要があれば修正し、最終報告として決定させていただきたいというふうに考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、事務局の方から資料の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料の1の目次をごらんください。

今、委員長からお話ございましたように、今回は前回の委員会から2回照会をさせていただいております。その2回目の皆様方の最後のご意見を踏まえまして、委員長と協議の上、修正した部分のみを二重線の形で示しておりますので、その点につきましてご説明をさせていただきます。

まず、目次のところで5番の(2)「自治体における不祥事等への取り組み」の下に波線で自治体のガバナンスの強化ということを明示してはどうかということで、これは上の3番の(3)の のところと同じような形の修正をしてございます。

次は3ページでございますが、改革の目標 - 安全と安心の社会、多様性と創造性あふれる地域というところのアンダーラインの少し上からでございますが、「そのため、地方に対する国の財源保障をひたすら縮小し、地方財政に市場原理を導入すれば、問題がすべて解決するかのような単純な議論がある」の後に、このことについて少し説明をしたらどうかとご意見がございまして、「しかし、義務教育や障害者福祉、高齢者福祉などの分野におけるサービスの水準やサービスの対価は、決して市場における需要と供給の関係において決めるべきものではない。子供の教育を保障し、障害者やお年寄りの生活を守ることは、市場におけるお金ではなく、地域における他者に貢献することの喜びという価値を基準として決めていくべきものなのである」と追加をしております。

次は11ページをごらんください。

地方分権改革への地方の参画というところの下のところでございますが、「推進法の成立後、設けられることとなる地方分権改革推進委員会の委員の選任にあたっては地方の意見を十分反映させるべきであり」の後に、「その事務局には自治体の職員を参画させるべきである」というのを追加をいたしています。これは前回の推進法のもとの委員会でも、自治体の職員が参加しておりましたので、このような形で追加をしております。

次は15ページ、16ページですが、15ページに国の義務付け・枠付け・関与のところ、16ページでまちづくり三法関連で、「この例は」のところのイでございますが、「奨励交付金と同様の性格を持つ交付金を交付していること」のところに、「事務手続き面を含め」同様の性格ということで交付金を書いてございます。

次に、21ページですが、公共サービスのあり方と国と地方の役割分担のところ、国の役割をどのように限定するかの整理をすることを最初に行うべきで、「これは、言い換えれば、どの自治体においても等しく住民が受けられるサービスの範囲やその水準が如何にあるべきかということである。この全国一律の行政サービスについては、徹底して範囲を限定し水準を低くすべきとの意見や、国が果たすべき役割については、今まで以上

に制度面・財政面において国が責任を持つべきとの意見もある」としておりますが、これは後段の部分につきまして、国が果たすべき役割を広くすべきだとの意見もあるという表現が前回はそういった表現でございましたが、広くするということは中央集権的であり、具体的な意見としてそういったご意見はこの委員会ではありませんでしたので、このような形で修正をさせていただきます。

次に、22ページは道州制のところの下でございますが、「道州制において、首長を直接公選することは、首長の力が強くなりすぎて住民のコントロールが難しくなるのではないかと懸念がある」の後に「しかし、逆に、国に対抗する力を大きくするために道州の首長は直接公選とすべきとの考えもある。これらのことを念頭に置いた、首長の直接公選制と議院内閣制とを自治体が選択することが可能となる仕組みの是非も含めた首長選任の仕組み」ということで、両方の意見を書いた形にしております。

次は28ページ、29ページでございます。

地方六団体の機能強化のところ、29ページの下ですが、「また、地方六団体は、都道府県または市町村の首長もしくは議長が、その「その相互間の連絡を緊密にし、並びに共通の課題を協議し、及び処理するためのそれぞれの全国的連合組織」（地方自治法第263条の3第1項）であるが、地方六団体の今後の地方分権改革における役割の重要性に鑑みれば、地方六団体の位置づけ等を各自治体において再確認することや、構成団体間で意見が異なる場合の調整や意思決定の方法等について検討することが必要であろう」という表現でございますが、これは前回は地方六団体で各自治体で条例でその六団体の設置根拠をといた表現でございましたが、必ずしも条例によらない場合もございますので、位置づけなどを自治体において再確認するというような表現に変えております。

最後に、「おわりに」の32ページですが、数行前からですが、「この報告に基づき多くの低減を具体化する必要がある。地方には人口・面積・産業構造や、その担う機能・財政規模等が全く異なる約1900の自治体があり、その意見・利害が対立することは、当然である。「小異を捨て大同につく」という観点に立ち、この意見・利害の対立を超えて、地方六団体が詳細な工程表、ロードマップ、具体案をつくり、国民・国会・政府に対して投げかける必要がある」というところを追加いたしました。

以上でございます。

神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、今ご説明いただきました最終報告の案につきまして、ご議論をいただければと思いますので、委員の方々、どなたからでも結構でございます。ご発言いただければと思います。いかがでございましょうか。

木村委員、どうぞ。

木村委員

私は大体聞いていただけたという気がしますので、3ページのところをお願いいたします。

3ページの二重線を引いてある先ほど事務局からご説明があったところですけれども、ここの表現が例えば線を引いてある下から2番目で「市場におけるお金ではなく」という、こういった表現ではなくて、次のような表現にしてはどうかという提案をいたします。

暮らしの安全とか安心にかかわることは、今後少子高齢、人口減少社会において地方団体の最も重要な行政になるものであります。その代表的なものは、ここに書いてありますような子供の教育とか障害者、お年寄りの生活とか、高齢者福祉とかといったことになると思うんですが、上の文章との対比で考えますと、こういったものは市場に任せていては全く供給されないか、あるいは十分に供給されないものでありますので、こういった住民の暮らしに係ることは、公共部門がきちんと関与すべきであって、一定の財源保障もすべきであるということをごここに書き込んでいただければ、別の表現にしていいただければと思います。

でも、最終回ですので、私としては神野先生預かりでもよろしいと言ったら変ですけれども、お願いしたいと思うんですけれども。

以上です。

神野委員長

ここのところは、市場では無理だと言っているところですけども、やや表現が適切でないかもしれません。

木村委員

ちょっと散文的かなという気がしまして。

神野委員長

市場に任せる問題ではなくて、基本的に公共部門、政府が責任を持つんだということがわかるような表現になっていけば十分なところだと思います。

すので、ちょっと考えさせていただきたいというふうに思います。

ほかいかがでございましょうか。

大森委員

26ページから27ページにかけまして、アンダーラインがまずございまして、自治体のガバナンスの強化という明確な表現が入っているんですけども、今回私どもがこれを打ち出しますと、世間から見ると今起きている不祥事と一言で言っているんですけども、それをどういうふうにとらえて、どういうふうに物を言っているかということは注目をされる。それから、麻生会長以下、六団体の方でもこの問題について真剣に取り組みを始めていまして、大体これで意は尽きているんですけども、26ページの「最近」というところで、「自治体における知事等の不祥事が相次いでいる」と。どこかで要するに私の希望としては、官製談合という言葉を入れてもらいたいです。それで、これはというところで結構ですので、もともと談合そのものを防止しなければいけない立場の人たちが官製談合に手を染めているというのは、あってはならないことなんだという一文をちょっと強めに入れていただければいいかなということが一つと。

ちょっとどこに入るかわかりませんが、27ページの方にこの防止策が、  
、  
、  
と並んでいるんですけども、都道府県、大きな市に関しましても、小さいところもそうかもしれませんが、国と同じような構造としては、第三セクターのようないろいろOBが再就職する場所が相当設けられていまして、ここの関係も構造的な問題としてあるように私は思っていますので、項目が立つかどうかわかりませんが、そういうことも少し考えて、改革をきちっとやるべきではないかと思っていますので、そういう表現がどこかに入れていただけると、全体として、より明確な形になるんじゃないかなと思っています。ここも委員長で任せいたしますけれども、どこかで官製談合は断じてだめだということを強調していただけないかという、そういう意見でございします。

神野委員長

はい、わかりました。

その点を少し配慮いたしまして、表現ぶりを考えたいというふうに思います。

あといかがでございましょうか。

最後でございしますので、赤崎委員、何か、よろしいですか。

小幡委員、何か特に表現上その他でお気づきの点がございましたら、専門家の目で。

小幡委員

特にはございませんが、今、大森先生がおっしゃったように、中間報告を出した時期と今最終報告を出すその時期が、取り巻く環境といたしますのが、多少差がございまして、その観点からみても、自治体のガバナンスの強化というところを強調するのは、これはやむを得ないし、必然的な客観的な情勢の反映だと思っておりますので、そのような方向で書いていただければと思います。

神野委員長

ありがとうございます。

小西委員、特にございますか。

小西委員

何度か読みましたので、一応今のところでは気がつくところはありませんので。

神野委員長

坪井委員、いかがでございましょう。

坪井委員

私も今の大森先生の考え方と同じで、この27ページの 、 、 、と書いてあることぐらいしか言えないんだろうなとは思っていますが、例えば の「談合や贈収賄に対する罰則やペナルティーの強化」といったときに、官製談合防止法にペナルティーや罰則規定を設けるべきであるみたいな書きの方が若干わかりやすいかなと思いましたが、今はこれで結構だと思います。

神野委員長

山下委員、いかがでございますか。

山下委員

結構でございます。

神野委員長

そうすると、この最終報告案に関しましては、前回ご議論をいただいてから、先ほど説明をいたしましたように、2度にわたって修正をいたしております。ほぼ委員の皆様方のご指摘について、直すべきところは直させていただいたというふうに理解させていただいて、なお次回修正すべき点

として2カ所と申しますか、ご指摘をいただいておりますので、その2カ所についてきょうこれが最後でございますので、私の方に修文をお任せいただいて、小委員会の皆様と代理をいただいております小幡委員とも相談をしながら、私の責任で修文させていただくということでお任せいただければこれでお認めいただいたと。

どうぞ。

中川全国知事会事務総長

実はきょうは最初から堺屋委員ご出席ということでご連絡をいただいておりますが、内容について細かい具体的な内容は実は承知しておりませんが、修正も含めてこの場で発言をしたいというご意向がございまして、今お見えになるかと思っていたんですが、残念ながらまだお見えになっておりませんので、後日といいますか、後刻改めてまたご意見を伺って、委員長にお伝えをするということで、この点については留保つきということをお願いできればと思っております。

神野委員長

念のため、それではご欠席の委員の方にも事務局の方から確認をいただいた上で、私の方で修文すべきところがあれば修文させていただくということで、お任せいただければと思いますが、これもよろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきたいというふうに思います。

私の方で修正をさせていただいたものを皆様方の方にお送りいたしまして、最終報告として地方六団体に提出させていただきます。

本日はこの委員会の最終回でございまして、委員会を閉じるに当たりまして、本日お見えの麻生全国知事会会長、藤田全国都道府県議会議長会理事、それから山出全国市長会会長、国松全国市議会議長会会長、川股全国町村議会議長会会長からごあいさつをいただきたいと存じます。

まず、麻生会長の方からお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

麻生全国知事会会長

神野先生以下、委員の先生方、1月から本当にお忙しい中にこのように集中的な審議をいただきまして、5月の中間報告、そして本日の最終報告をいただきました。誠にありがとうございます。心からお礼を申し上げます。

この委員会をぜひお願いしたいと言いました一番大きな目的は、今年の



三位一体の改革で一応の決着ができましたけれども、それでは第二期改革はどういうふうに進めていったらいいのかということについて、これといった手がかりはない。言葉の上では、分権改革に終わりはないんだということになっておりましたけれども、具体的にどうするのかということについての実ははっきりした戦略、構想がないという段階でございました。

そのような中で、このような委員会をお願いいたしまして、次の私どもとしての第二期分権改革をどのような考えのもとに、具体的にどのような内容で行うべきか、これを中心にいろいろな議論をいただきました。そして、5月に中間報告をいただきましたが、主として重要な7項目の方向、内容が示されました。これをもとに、12年ぶりでございますけれども、私どもは内閣と国会に対しまして、地方側の意見提出権を行使して意見の提出を行ったわけでございます。

その後、これを具体的にどうするか、意見の中身でどういう返事が返ってくるか、いろいろなせめぎ合いがあったわけでございますけれども、骨太の方針のところで一括して指摘されていますような税源移譲、権限の移譲等々の項目をやっていこうという方向が示され、政府の回答の中にもそれが示されました。

以後、この一括法ということを具体的にどう進めていくかということが次の焦点になったわけでございますけれども、これにつきましては一括法をやるためには、その中身が大事でございます。中身をどうするかということのためには、やはり地方分権改革推進法が必要であるということで、この委員会の提案にあったわけでございますが、これを強く進めるということになりまして、夏場には総裁候補の3人の皆さんにいろいろな形でアンケート調査をしたり、質問状を出すとか、いろいろな活動をしました。幸いなことに安倍新内閣になりまして、早速地方分権改革推進法が国会に提出されました。昨日、衆議院を通過するということであつたわけでございます。

その意味で、きょうの最後のまとめのところに書いてございますけれども、私どもが求めておりました第二期分権改革の一步がこのような形で進んできたということでございまして、まさにこの委員会で議論した結果が、この具体的な第二期分権改革につながったということでございます。私どもはこの点を非常にありがたいことであると思っております。

そして、第二期分権改革の具体的な中身につきましても、きょうの最終

報告の中で重要な考え方がほとんど提示をされておるということでございまして、ここに提示されましたような具体的な中身が次の地方分権改革推進法での委員会、そして一括法の中で実際に実現する。このために今後全力を挙げてまいりたいと思っております。

同時に、この最終報告でも触れられておりますけれども、もう一つ分権の大きな問題といたしまして、道州制の問題がございまして、道州制につきましても、新しい内閣のもとでは担当大臣が置かれる。そして、将来についてのビジョンを具体的に、かつ相当なスピードでやっていこうということでございまして、私どもは、これも非常に重要な課題であると思っております。まさに最終報告で指摘されておりますように、どこまでも分権、これを実現するための方法としての道州制、これを目指さなければいけないと考えております。

その意味で、私どもはこの一括法を目指した現行制度を大きな前提とした分権改革運動、そして道州制、2つの道を同時に進んでいくということになるわけございまして、このことは相当いろいろな難しい道を我々は歩いていかなければいかん、進まなきゃいかんということでございまして。是非、私どもは今の分権第二期、これが進んでいく、道州制と混線しないようにしながら進めていかなきゃいかんと思っている次第でございまして。

そのようなことございましてから、いろいろな方針、考え方、長期ビジョンをいただき、今後改革を進めてまいりますが、今後とも先生方の一段のご支援を、またいろいろな叱咤激励をお願い申し上げます。

そして、今回の最終報告の中には不祥事の問題が非常に強く書かれております。これも知事会長といたしまして、誠に現状につきまして遺憾限らないことございまして、またこのような不祥事を起こしておるということにつきまして、皆様方に深くおわびを申し上げます次第でございまして。

このような事態でありますと、我々が進めております分権運動の一番大切な地方自治に対する信頼、統治能力、これに非常に深刻な打撃を与えるものでございまして。何とか私どもは再発しないようにしなければなりません。中心となっておりますご指摘がございました官製談合、これは本当に一掃されなければいけない問題でございまして。これにつきましても、システムということを考えなきゃいかんということがございまして、私どもは今特別の緊急のプロジェクトチームをつくりまして、早急に検討し、実施をしたいと考えております。

地方が一体となりまして、このような面での改革を進め、私どもの自治に対する信頼を回復し、また高めていくという努力をする覚悟でございますから、どうぞよろしく願いをいたします。

本当に皆さんありがとうございました。

神野委員長

どうもありがとうございました。

ちょっと途中でございますが、お三人の委員の方が見えております。今、議事は一応閉じさせていただいて、あと欠席された方のご意見を私の責任で伺って、もしも本文に修正すべき点があれば修正するという条件つきで皆様方にご了解いただいたところなのですが、特に今ご発言いただくことがあればいただいて、そうでなければ私の方からまたお伺いするなり、事務局の方からお伺いして、ご意見をいただいた上、私の一任で対応させていただくということによろしければそのようにさせていただければと思いますが、何かございますか。

堺屋委員

せっかく来たんだから一言申し上げさせていただきますけれども、文面についての問題はさることながら、これをいかに世間に訴えていくかということをお考えいただきたいと思うんですね。とにかくこういう地方分権に限らず官僚社会の問題になりますと、権限争議のように受け取られます。特に財源の問題というのは、そういう意識が強いので、ぜひ一般の方々に地方自治というものがいかに大事かということを強く訴えてもらいたいです。

今、会長からもお話がございましたように、ああいう不祥事が出ますと、あれは別に地方自治体だから起こっているんじゃないしに、地方自治体は47あるから、国の47倍回数が多いというだけかもしれませんが、とにかく自治体に対する、自治に対する日本人の意識が非常に弱いということがあります。ぜひこのニア・イズ・ベターという考え方、特にこれからの時代は住民自身が考えていくんだということを非常に強く訴えていただきたい。そして、地方自治の失敗が住民に直接被害が及ぶんだ。だから、住民は十分これをケアしていかなきゃいけない。日本は太平洋戦争で失敗いたしましたから、国の政策の失敗ということには経験がありますけれども、自治体の失敗ということに余り経験がないものですから、総務省の役人が監督していればいいんだというぐらいの感覚がありますので、ぜひ自

治の大事さということを訴えていただきたい。

第2番目には、時代が変わったということなんですね。これがどうも私ももあちこちでテレビや講演会でお話ししても通じないところがあります。つまり全世界で文化と経済に占める首都圏の全国に対する比率が高まっている国は後にも先にも日本だけだということはぜひ訴えてもらいたい。

日本で聞きますと、交通が便利になり、通信が盛んになり、大が小を圧倒するのは当たり前で、東京集中、首都圏集中は自然の流れだと言う人が多いんですけども、世界じゅうどこへ行ってもそんなばかなことは通用しません。アメリカでもヨーロッパでも中国でもインドでも全部分散しています。日本は特異に国の役人が集中させていると、このことを皆さんに訴えてもらいたいんです。

ただ、都市と農村の格差はどこでも広がっている。だけれども、都市の間では機能は分散している、この事実をいかに日本の今の政府が中央集中に膨大なお金を、一説には12兆円と言いますが、一説には7兆円という説もありますけれども、補助金の何倍も集中するためにお金をつけた。このことは皆さんに訴えてもらいたい。

そして、第3番目には自治体相互の調整機構、これをゆくゆくはつくりないと、一たん東京都という組織に入ったものを取り上げるというわけにいきませんから、税の体系自体に関係をメスを入れていくような、ここにも出ておりますが、調整税、共通税という考え方、これは訴えていきたい。

そういう時代の流れの中で、地方分権というのが大事なことをこの報告書を機会に皆さんに訴えてもらいたい。そして、憲法改正の重大なテーマになるようにしていただきたいと思っております。ぜひよろしく願います。

神野委員長

どうもありがとうございました。

委員会を締めるに当たってふさわしいお話をいただきました。本当にありがとうございます。

それでは、引き続きまして藤田全国都道府県議会議長会の理事にお願いいたします。

よろしく願います。

藤田全国都道府県議会議長会理事

三重県議会の藤田正美でございます。

きょうはこのような場で発言をさせていただくことを大変うれしく思っております。

神野委員長をはじめ委員の皆さん方には、この1年間本当に精力的にご検討をいただきましたことを心から御礼を申し上げますとともに、感謝を申し上げる次第であります。

議会の立場から一言申し上げたいわけではありますが、この最終報告書の中には住民自治の観点からということで、住民は単なる行政サービスの受け手、いわゆる単なる顧客ではないとあります。これからはそういう供給側の論理じゃなくて、本当に住民が地域の所有者である、そういうつもりで県議会は臨んでいかなければいけないと思っております。そういうことでもって執行部側といろいろな話を議論して、本当に真の住民参画が生まれてくるのではないかと思っております。そういう意味では、そういうことを押し進めていただきたいと思っております。もう1点はそういう意味でも議会がこれから機能していく上においても、そういういわゆる政策形成の機能と、そしてまた監視機能の充実・強化、そういうものを我々がみずから律してやっていかなければいけないと思っております。

そんな中で、今回の地方自治法の改正により導入されました専門的な知見、そういうものを最大限に発揮して、我々もみずからそういう議会改革をしていかなければいけないと思っております。また、これからさまざまな分野で、国に必要な制度改革はご要請をしていきたいと思っております。

また、10月2日に本委員会にも参加をさせていただき、ご報告いたしました。我が県議会はこの12月議会で議会基本条例の制定の運びになりました。これは先ほど申し上げたように、議会がみずから律して、そして住民自治の実現のためにという大きな目標のために、県民の皆さん方に我々の役割や責務、そういうものをしっかりお示しをして、そういう決意をして取り組んでいきたい、そう思いを新たにしているところでございます。そういう意味では、この委員会はこれで最終であります。地方分権に対することや、また地方議会に対することに対しまして、今後ともさまざまなご指導をいただきたいと思いますし、ご理解をいただきたいと思います。ことをお願い申し上げますとともに、皆さん方に心から御礼を申し上げ、ごあいさつとかえさせていただきます。

本当にご苦労さまでございました。

神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして山出全国市長会会長をお願いいたします。

山出全国市長会会長

市長会長の山出であります。

先生方、ありがとうございました。正直申し上げて、補助金改革というものが消化不良に終わりましたときに、私は本席でいささか悲観的だと、こういうことを申し上げました。北川委員からはそうではないよと逆に励まされるというふうなこともありまして、そういうことを改めて思い出すわけであります。

いろいろご議論をいただきまして、この委員会をつくっていただいたことは、時宜はよかったというふうに思っていますし、早速7つの提言がまとめられ、そしてそれを自治法による意見書の提出という、そういう形を示唆いただいたことも結果としてよかったというふうに思っておりますし、そういうことがありましたがゆえに、推進法が提出をされて、そして衆議院で可決をされたわけであります。

いずれ国会を通していただけるということであれば、私は分権の火は消されないでいこうというふうに思っておりますし、そういう意味で先生方のご努力に感謝したいと思っています。

もちろん推進法が通ったといたしましても、一括法までの間に3年ということがございますし、その間の過程の議論というのは、まずはこの推進委員会の構成に始まりまして、そしてこれから地方行財政会議の設置でありますとか、あるいは税源移譲による国と地方の税源のシェア、この議論も出てくるわけがございますし、何よりも地方共有税の議論もこれからございますので、そうした多くの事柄は決して易しいことではなからうと思っておりますし、折にふれて先生方のご指導もいただきたいと思っておりますし、これからは六団体の結束した実行ということにもなってくるわけがございますので、六団体改めてこの取り組みをさらにしていかなければいけないと思っている次第でございます。

今日までの先生方のご指導に感謝して、ごあいさつにしたいと思います。

神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして国松全国市議会議長会会長をお願いいたします。

国松全国市議会議長会会長

市議会議長会会長の神奈川県藤沢市議会議長の国松でございます。

神野先生を初めとする各委員の皆様方には、5月の中間報告以降も熱心にご議論いただき、分権型社会のビジョン最終報告をおまとめいただき、深く感謝を申し上げます。

現在、地方自治体を取り巻く環境は非常に厳しいものがありますが、私ども市議会議長会といたしましても、この最終報告を今後の分権改革の指針とし、このまちに住んでよかったと思えるような地域づくりに全力を尽くしてまいりたいと思っております。

特に私が思っておりますのは、24ページにも書かれてありますように、地方分権改革に対する世論の喚起、これは麻生会長にも強く申し上げてきたところでございます。たまたま私ども議会人といたしましては、来年4月、地方統一選挙を目の前に迎えておりますので、この最終報告をもう少しみ砕いてわかりやすいような形にして、それぞれの議会に郵送し、それぞれの議会でできればマニフェストとして取り上げてくる議員が出てくればいいなと思っております。

いずれにいたしましても、地方分権改革に終わりはないという気持ちで一生涯懸命取り組んでいきます。今後ともどうぞよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、川股全国町村議会議長会会長にごあいさつをいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

川股全国町村議会議長会会長

全国町村議長会、北海道由仁町議会議長の川股でございます。

まずはこの最終報告書の取りまとめに大変なご尽力をいただきました神野委員長を初め、各委員の皆様方には心から感謝とねぎらいの気持ちをお伝えしたいと思っております。

さて、地方分権改革の動きも国、地方を通じる財政難、またただいまそれぞれの方からご指摘がありましたけれども、最近の地方自治体をめぐる一連の不祥事等がかつてなく厳しい状況にあると認識しておりまして、このままでは今後の分権改革は一体どうなってしまうのかと案じているところでもありました。しかし、私はこの最終報告を見て、「はじめに」の冒

頭の4行こそが真の分権改革の理念をわかりやすくうたい上げているものと思いました。「地方分権改革は、だれもが住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けている社会を目指している」というくだりであります。

さらに、4ページの自立と連帯 - 大都市と農山漁村の対話の必要性、重要性についても、まさにそのとおりであると大賛成をしております。

また、地方分権改革が国民の理解を得ることが重要であることも全く同感でありますし、この点地方六団体のいわば別動隊として、地方分権推進連盟の活動、その機能の強化の必要性を痛感しているところでもあります。このことは地方六団体そのものの機能強化にもつながると思っております。

いま一つは、自治体における不祥事等への取組みに関しても、私ども議会の機能をしっかり発揮していかなければならないと考えております。そして、今度こそこのまちに住んでよかったと思えるようなまちづくりをしたいと思っております。

以上、お礼を兼ねまして若干の感想を述べました。ありがとうございました。

神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、私の方から委員の皆様方にお礼の言葉を申し上げたいと思います。

私は本当に言葉だけではなくて、心から委員の皆様方に御礼の言葉を申し上げたいと思います。何よりも私が不手際だったにもかかわらず、どうにかまとめられたということとともに、私をいつも立てていただいた委員の皆様方に本当に心から御礼の言葉を申し上げたいというふうに思います。

さらに、事務局の皆様方が本当に奮闘していただきまして、ここまでまとめることができたということにも深く感謝をいたします。そして、六団体の会長様方を初めとして、六団体の皆様方には温かくお守りいただきましたことを重ねて御礼を申し上げたいというふうに思います。地方分権の道と申しますか、あるいは地方自治体がこれから進んでいく道は目の前に見えている道は平坦な道ではなく、極めて厳しい山道であり、苦しい受難の時期を迎えているかと思いますが、苦しいときこそ潮の変わり目だというふうに申しますので、日本の未来のためにも皆様方のご努力に期待をするところでございます。

そうしたときの一つの導き糸として、私ども委員会でまとめました最終



報告が役に立てばというふうに願っておりますので、ご活用いただければというふうに思います。

私は個人的なことになりますけれども、今回のこの委員会でさまざまな皆様方からお教えを受けて、今やっと肩の荷が下りた気持ちがいたしますので、これからは少し深く瞑想にふけて、宇沢先生とアジェンダ・フォア・ザ・ネイションという仕事をしようかなと思っていますので、それに役に立つようないろいろお導きをいただきましたことに感謝して、生かさせていただければというふうに思っております。

本当にどうもありがとうございました。（拍手）

それでは、これで委員会を閉じさせていただきます。1年間ありがとうございましたけれども、重ねて委員の皆様方にご協力をいただきましたことを感謝申し上げます。

どうもありがとうございました。

事務局

事務局からでございますが、申しわけありません。およそ15分後ごろをめどということで、4時をめどに6階の知事室におきまして神野委員長と六団体の代表で記者会見を行いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

以 上